

## 入所者の地域移行等意向確認等に関する指針

障害者が自ら望む暮らしを実現するための1つの支援策として、「障害者支援施設うめの木学園」の施設入所支援事業を利用するすべての入所者の地域移行等に関する意向を確認し、その結果を以降の支援に反映させるため、本指針を制定するものとする。

### 1、本指針の目的

うめの木学園が実施する施設入所支援事業を利用する入所者が、自らの望む暮らしを実現することができるよう、各人の現在の生活（施設入所及び日中活動）に対する認識、並びに将来の生活に対する意向を確認するための基本原則、手順、方法等を定めることとする。

### 2、地域移行等意向確認担当者の選任

意向確認に当たっては、入所者本人だけでなく、本人に関わる家族、担当支援員、相談支援専門員等からも意見を聴取する必要があることから、それらの取りまとめを行うため、地域移行等意向確認担当者を選任することとする。

現在既に、サービス管理責任者との兼務で、地域移行等意向確認担当者を選任済みである。

### 3、意向確認の基本原則

#### （1）本人の自己決定の尊重

- ①本人が自己決定しやすいよう、必要な情報を、理解できるような工夫をもって説明する。
- ②本人が安心して、自由に意思表示できるよう支援する。
- ③施設にとって都合のよい考え方や他者の意見に誘導しないよう留意する。

#### （2）本人の選択の尊重

- ①本人の選択内容を頭から否定するような態度で臨まないよう留意する。

②本人の選択内容において、対応が可能と思われるものについては、その実現に向けた取り組みを検討する。

③本人の選択内容が、不合理又はリスクが高い場合は、生じるであろう不都合について適切に説明する。

### （3）本人の自己決定や意思表示が困難な場合

本人の意思表示や自己決定が困難な場合は、本人の生活歴、経験値や人間関係等を勘案しつつ、関係者の意見を参考にして、本人の意思を推定することとする。

## 4、意向確認の内容

（1）地域生活への移行に関する意向（どこで生活したいのか？）

（2）施設外の障害福祉サービス等の利用に関する意向（どんなサービスを利用したいのか？）

## 5、意向確認の実施時期

個別支援計画を見直しする際に、併せ実施するものとする。

## 6、意向確認の手順・方法

（1）関係者の意見聴取

地域移行等意向確認担当者（以下、「確認担当者」という。）は、事前に、家族、担当支援員、相談支援専門員の意見を聴取し、まとめておく。

（2）生活状況の把握

確認担当者は、対象者の生活現況について、十分に把握しておく。

（3）「意思決定支援会議」の開催

確認担当者は、本人及び担当支援員が同席した「意思決定支援会議」を開催し、本人の意向確認を行う。

※可能であれば、相談支援専門員に参加を求める。

※個別支援計画作成のための「担当者会議」と一体的な実施も可とするが、「意思決定支援会議」を兼ねる旨を明示すること。

## 7、個別支援計画への反映

確認、又は推定できた意向については、個別支援計画に反映させるとともに、実現に向けて必要な支援を検討、実施する。